

選ばれるまちを目指して

4月から市役所の組織が変わります

魅力ある資源を活用するために、産業経済部を新設します



多様化・複雑化する行政課題に迅速かつ柔軟に対応し、効率的・効果的な行政運営を行うために、4月1日から市役所の組織改正を行います。新設される部・課や変更される課名など、組織改正の主な内容についてお知らせします。

問 政策企画課 ☎2998-9027 図 2994-0706

本市の魅力在全国に発信し、より多くの方に「選ばれるまち」となることを目指して、平成23年3月に策定した「第5次所沢市総合計画・前期基本計画」において総合的に取り組む重点課題のひとつである「所沢ブランドの創造と地域経済の活性化」の実現に向け、市民経済部から経済部門を独立させます。新設する産業経済部は、産業振興課・商業観光課・農業振興課で構成され、商業・工業・観光・農業等の産業の強化を図ります。



本市の魅力在全国に発信し、より多くの方に「選ばれるまち」となることを目指して、平成23年3月に策定した「第5次所沢市総合計画・前期基本計画」において総合的に取り組む重点課題のひとつである「所沢ブランドの創造と地域経済の活性化」の実現に向け、市民経済部から経済部門を独立させます。新設する産業経済部は、産業振興課・商業観光課・農業振興課で構成され、商業・工業・観光・農業等の産業の強化を図ります。

◆産業振興課

産業全体を盛り上げるための企画や調整を行うほか、企業誘致や工業施策にも積極的に取り組み、地域経済の活性化を目指します。

◆商業観光課

商店街のにぎわいを創出し、



▲ 埼玉ブロンコス・チームキャラクターキズナくん



▲ 所沢産農産物消費拡大オリジナルシール

所沢固有の観光資源（プロスポ1ツ等）を積極的に活用し、所沢の知名度アップを目指します。

◆ 農業振興課
地産地消の推進や農業の担い手の確保に努め、地場産業の強化を図ります。

◆部・課の新旧対照表（変更箇所）

新名称		旧名称	
部	課	部	課
市民部	コミュニティ推進課	市民経済部	コミュニティ推進課
	まちづくりセンター		まちづくりセンター
	市民相談課		市民相談課
	市民課		市民課
	国保年金課		国保年金課
	交通安全課		交通安全課
産業経済部	産業振興課	市民経済部	商工労政課
	商業観光課		農政課
	農業振興課		

就職や退職にともなう手続きをお忘れなく

国民健康保険・国民年金

手続き方法 必要書類等を持参のうえ、市役所1階国保年金課またはまちづくりセンター（並木を除く）へ直接

◎ 加入手続きは、2週間前から行うことができます。なお、国民年金の手続きは、あらかじめできないもの（免除申請など）もありますので、事前にお問い合わせください。



問 国保年金課 ☎2998-9131（国民健康保険担当） ☎2998-9095（国民年金担当） 図 2998-9061（共通）

	退職した方やその被扶養者	就職した方やその被扶養者
国民健康保険	勤務先の健康保険を任意継続する方や、引き続き他の健康保険に加入する方を除き、国民健康保険への加入手続きが必要です。また、扶養家族からはずれる方も加入手続きが必要です。 ◎ 任意継続をしている健康保険が切れる方も国民健康保険への加入手続きが必要です。 手続きに必要なもの ▶ 健康保険資格喪失証明書や退職日のわかる証明書（退職証明書や離職票） ▶ 本人確認書類（運転免許証、パスポート等） ▶ 印鑑 ▶ 年金を受給している60歳から64歳までの方は年金証書	勤務先の健康保険に加入した場合は国民健康保険を抜ける手続きが必要です。また健康保険の被扶養者になった場合も同様の手続きが必要です。 手続きに必要なもの ▶ 新しく加入した健康保険被保険者証 ▶ 国民健康保険被保険者証 ▶ 印鑑
国民年金	60歳未満で会社等を退職し、厚生年金・共済年金の資格を失った方、またその配偶者で扶養に入っている方（第3号被保険者）は、ご自身で国民年金保険料を納める第1号被保険者に切り替えの手続きが必要です。 手続きに必要なもの ▶ 退職日のわかる証明書（退職証明書や離職票） ▶ 年金手帳 ◎ 厚生年金・共済年金に加入している配偶者の扶養に入る方は配偶者の勤務先で手続きをしてください。	厚生年金、共済年金に加入した方は、国民年金保険料を納める必要がなくなります。 ◎ 国民年金を抜ける手続きは必要ありません。

軽自動車・原動機付自転車（バイク）等の申告手続きはお早めに

軽自動車税は、4月1日現在登録している方に、その年度分が全額課税されます。次の①～⑤に該当する場合は、3月30日（金）までに廃車・名義変更・住所変更等の申告手続きをしてください。

- ① 廃棄処分をした場合
 - ② 盗難にあった場合（警察への届出とは別に廃車の申告手続きが必要です）
 - ③ 譲渡した場合
 - ④ 所有者が亡くなった場合
 - ⑤ 市外へ転出する場合
- ◎ いずれの場合も第三者に手続きを依頼した場合には、手続き完了の確認をしてください。

【注意事項】

▼ 年度途中で廃車にしても月割りによる返還等はありません。

▼ 廃車・盗難・譲渡等が生じた場合、申告手続きを行わないと軽自動車税は毎年登録名義人に課税されます。



問 市民税課 ☎2998-9064 図 2998-9040 9

車種	取扱窓口	手続きに必要なもの
◆ 原動機付自転車（125cc以下） ◆ 小型特殊自動車	市役所2階市民税課 ☎2998-9064	▶ 所沢市のナンバープレート ▶ 印鑑 ▶ 標識交付証明書 ▶ 譲渡証明書（名義変更の場合）
◆ 軽二輪（125cc超～250cc以下） ◆ 二輪の小型自動車（250cc超）	埼玉運輸支局所沢自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2029	取扱窓口へお問い合わせください
◆ 軽四輪等	軽自動車検査協会埼玉事務所所沢支所 ☎049-258-8011	